

最上町企業版ふるさと納税実施要綱

令和4年7月15日

訓令第57号

(目的)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の実施について必要な事項を定めるとともに、本町を応援しようとする法人から寄附金を募り、これを財源として最上町まち・ひと・しごと推進計画に掲げる最上町まち・ひと・しごと創生推進事業を実施することにより、地方創生及び持続可能なまちづくりを実現させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、最上町まち・ひと・しごと推進計画に規定されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 町内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第37号に規定する青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、最上町企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を町長へ提出するものとする。

(寄附の受領等)

第4条 町長は、前条の寄附申出書を提出した寄附対象法人から寄附金を受領したときは、当該法人に対して、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により、当該寄附の額及びその受領した年月日を証する受領証（第2号様式）を交付するものとする。

2 町長は、寄附対象事業の事業費の確定後にあつては当該事業費の範囲内で、確定前にあつては最上町まち・ひと・しごと創生推進計画に記載した寄附の金額の目安の範囲内で、受領した寄附金を寄附対象事業の事業費に充当するものとする。

3 町長は、寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合においては、事業費が確定した後に、寄附対象法人に対して最上町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定報告書（第3号様式）により報告するものとする。

4 町長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反すると認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

5 町長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還したときは、その理由及び経緯を記録しておくものとする。

(台帳の作成)

第5条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第4号）を作成するものとする。

(公表)

第6条 町長は、この要綱に基づく寄附を行った企業の名称、寄附金額等について、町の広報誌又は町ホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、寄附対象法人の了承が得られないときはこの限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。